

異常家きんを発見した場合は、早期通報をお願いします！

令和4年11月20日、横浜町の肉用鶏飼養農場で高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認されました。本事例は、今年度の渡り鳥飛来シーズンにおける県内初の家きん農場での発生事例となります。

今シーズンは、令和4年11月29日時点で、13道県20事例で発生しており、現在も油断できない状況が続いています。家きんを飼養している皆様は、飼養衛生管理基準を守り、本病の侵入防止対策を徹底してください。

また、異常家きんを発見した場合の通報体制を再度確認していただくとともに、**本病を疑う家きんを発見した場合は、直ちに家畜保健衛生所に通報してください。**

次のような症状を見られたら速やかに家畜保健衛生所

- ・1日の家きんの死亡羽数が、過去3週間の死亡率と比べて、2倍以上になった
 - ・2倍未満の場合でも5羽以上まとまって死亡している
 - ・まとまって嗜眠・沈うつ状態になり、活性が低下する
 - ・脚部などに皮下出血が見られる
 - ・皮下出血、トサカや肉垂が暗青色化する(チアノーゼ)
 - ・急激に産卵率が低下する
- …など



飼養衛生管理基準の重要7項目の再確認をお願いします

飼養衛生管理基準は家畜伝染病予防法で定められており、愛玩用(ペット)として家きんを飼養する場合でも守る必要があります

- ①衛生管理区域(家きん飼育場所)に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ②衛生管理区域内では専用の衣服及び靴を使用する
- ③衛生管理区域内に入る車両は消毒する
- ④家きん舎に立ち入る場合は手指を消毒するか専用の手袋を着用する
- ⑤家きん舎ごとに専用の靴を使用する
- ⑥野鳥や野生動物侵入防止のために金網、ネット等を設置し、随時点検、破損箇所は速やかに修繕する
- ⑦家きん舎周辺のねずみや害虫を駆除する

<愛玩鶏飼養者の皆様へ>

少数の家きんをペットとして飼育する場合でも感染のリスクは変わりません。万が一、鳥インフルエンザに感染することがあれば、大事な鶏を処分せざるを得なくなるだけでなく、周辺の養鶏農場に出荷制限がかかるなど、地域経済に大きな影響を及ぼす可能性があります。

家きんを扱う際は適宜手指消毒等を行うほか、もし、野鳥や野生動物と接触する可能性があるような状態で飼育を行っているのであれば、直ちに接触防止対策をとってください。感染拡大を防ぐため御協力をお願いします。

高病原性鳥インフルエンザの特定症状を呈している家きんを発見した場合は、**直ちにむつ家畜保健衛生所に連絡して下さい!**

★むつ家畜保健衛生所

〒035-0072

むつ市金谷二丁目18-25

電話：0175-22-1254

FAX：0175-22-1259

夜間及び休日の連絡先：090-5841-6810